

仙台市交通安全対策会議運営要綱

(平成13年5月1日市民局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市交通安全対策会議条例（昭和46年仙台市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、仙台市交通安全対策会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選定し、その者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、次の各号の一に該当するときは、会議の処理すべき事項を専決処分することができる。

(1) 会長が会議を招集する暇がないと認めるとき

(2) 軽易な事項ですみやかな措置を要するとき

(3) その他やむを得ない事情により会議を招集することができないとき

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この要綱は平成13年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成14年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年4月25日改正）

この改正は平成23年5月1日から実施する。

附 則（平成24年6月19日改正）

この改正は平成24年6月19日から実施する。